

政策形成における認識の問題
(パラダイム論をめぐって)

日本大学法学部教授
飯田 彬

2006 年 1 月

本論文の内容は全て執筆者の個人的見解であり、財務省あるいは財務総合政策研究所の公式見解を示すものではありません。

政策形成における認識の問題

(パラダイム論をめぐって)

日本大学法学部教授 飯田 彬

序詞	2
I 政策形成に於ける認識	3
(A) 認識の主体	5
(B) 認識の客体	6
(C) パラダイム認識の動態的側面	6
II 歴史認識と世界観	11
(A) 哲学と歴史認識	11
(B) 政治と史観	15
(C) パラダイム論に於ける歴史認識	16
(D) パラダイム論と経済学	18
III 政策形成における前提と現実との乖離	19
IV パラダイム論と問題解決	23
まとめ： パラダイム論のプロパティ	24
[補遺]	28
(1) プラクティスに於ける認識論と伝統的な認識論との差異	28
(2) social epistemology について	31
(3) パラダイム論の予測機能について	32
(4) 本稿と前著との関係	33
参考文献	34

—————(※)—————

本稿の本文及び脚注に明里 I、明里 II、明里 III、明里 IV とあるのは、筆者が明里帷大名義及び Akira IIDA 名義でこれまでに出版した次の四点の単著である。

明里 I： 世界経済のパラダイム変化と日本の経済政策、税務経理協会、2002

明里 II： ミレニアム・デフレ不況の構造（経済政策はなぜ失敗するのか）
中央経済社、2004

明里 III： 社会保障の財政改革、中央経済社、2005

明里 IV： Paradigm Theory & Policy Making, Tuttle Publishing, 2004
(Akira IIDA 名義)

序 詞

In principio erat Verbum,et Verbum
erat apud Deum,et Deus erat Verbum.¹

人間の知的認識には言葉が必要である。しかし、自分が考えていることを他人に正しく伝えるためには、一般に使用されている語彙では不十分なことがある。そこで、学問の諸分野においては、厳密に定義されたテクニカル・ターム (technical term) が工夫され、それなりに用を足している。しかし、それでも、新しい概念を始めて創出する学者は、既存のテクニカル・タームを、それがキチンと定義されていればいるほど、新しい概念を運ぶ言葉としては使えない。そこで、一般的な用語 (generic term) を借用してそれを特別の意味で用いたり、古代ギリシャ語から言葉を借用してそれに特別の意味を与えて用いたりすることがある²。

トーマス・クーン³の用いた「パラダイム (paradigm) ⁴」はその前者の事例であり、ミシェル・フーコー⁵の用いた「エピステメー (仏 l'épistémè)⁶」は後者の事例

¹ 最初に言葉があった。言葉は神と共にあった。言葉は神であった。(ヨハネの福音書の冒頭から)

² 勿論、借用言語は古代ギリシャ語に限らない。例えば量子力学の「量子」はラテン語の quantum (複数形は quanta) から来ているし、同じく量子力学の quarks は James Joyce の *Finnegan's Wake* の Part II, Chapter 4 の冒頭の歌の一節にある “Three quarks for Muster Mark !/Sure he hasn't got much of a bark/And sure any he has it's all beside the mark.” から借用したものである。人によっては、quarks は generic term ではなく、ジョイス語だと言うかもしれない。

³ Thomas Kuhn, 1922~1996

⁴ Thomas Kuhn, *The Structure of Scientific Revolutions*, first published 1962, Chicago University Press, *Postscript in 1969* published in 1970. この著作において、クーンは、科学史の革命的発展は科学研究の「パラダイム」の転換によるものだと説明し、自然科学者のみならず、多くの社会科学者にも強い衝撃を与え、彼らを新しい研究パラダイムの探求へと駆り立てた。

⁵ Michel Foucault, 1926~1984

⁶ Michel Foucault, *Les Mots et les Choses*, 1966, Editions Gallimard (English translation : *The Order of Things*, 1970, Tavistock Publications, London. Now it is available in the Routledge Classics.)

Also, Michel Foucault, *L'Archéologie du Savoir*, 1969, Editions Gallimard (English translation: *The Archeology of Knowledge*, 1972, Tavistock Publications, London. Now it is available in the Routledge Classics). “l'épistémè” というフランス語は、ギリシャ語の

“ἐπιστάμαι” という動詞 (確かなものとして知る) に由来しており (ギリシャ語では

“ἐπιστήμη”、一般的には「確かなものとして知られたもの、即ち「知識」の意味で用いられる例となっていたが、フーコーは、前記の2著作において、前の時代と後の時代とで一般に用いられている学問研究の手法が相異なる場合(両者の間に断絶のある場合)に於いて、それぞれの時代区分を相異なる l'épistémè であるとし、一般とは違った用語法を採用した。この結果、最近のフランス語辞書 (例えば Larousse) においても、これを哲学用語として採録するようになった。

である。

筆者は、1999 年に日大の講壇に立つて以来、一貫して「政策形成に於ける認識の問題」を研究し、これを独自の「パラダイム論⁷⁾」として展開してきた。そこでの「パラダイム認識」は、(a) 政治経済の構造変化の動態的(dynamic)または歴史的(historical) 認識の問題、及び (b) 政策実務家が直面している現在の問題の静態的認識、並びに (c) その動態的予見の問題を同時に内包しているが、そうした研究成果を哲学上の認識論(epistemology)との関連に於いて整理すべき段階にさしかかった。

本稿は、そのための一試論であるが、諸賢のご示唆、ご助言に期待したい。

I. 政策形成に於ける認識

政策形成に於ける認識は、**policy makers**⁸⁾による認識である。筆者は、とりわけ

⁷⁾ パラダイム論の「プロパティ」については末尾のコラム[まとめ]参照。

なお、筆者がパラダイムという言葉を用いて概念構築をしているのは、これ以外に適当な借用語を思いつかないからである。二、三の米国人の学者に尋ねたところ、**capitalist paradigm** とか **socialist paradigm** という用語法には全く違和感がないということであったし、そうした用法がクーンの用語法(クーンの用語法及び一般の用語法については、[注 34]参照)と違ってかなり「構造」という言葉の用語法に近いことは明らかであった。しかし、「構造」という言葉を用いることは概念が言霊によって拡散する怖れがあったし、筆者としてクーンのように、重要な概念を運ぶ言葉を定義しないで用いるやり方には抵抗を感じていたので、敢て「パラダイム」という借用語の上に概念を構築することとした。「パラダイム」というカタカナ語を広辞苑で引くと、「系列」とか「範例」という漢字が出てくるが、漢字は日本人に言霊をもたらすので、敢てカタカナを用いることとした。筆者の著作を読んで下さった唐士其 (Táng Shìqí) 博士 (北京大学、国際関係院 (Guójìguānxì Xuéyuàn)) に筆者の意味のパラダイムの中国語訳を尋ねると「范式 (fànsì)」が良いでしょうという返事であった。日本語の範例よりは良い訳語だと思う。なお、范式 (fànsì) というと、経済用語のモデルに近い言葉ではないかという感じをお持ちの読者もあろうが、この意味の「モデル」には中国語では模型 (móxíng)を用いる。

⁸⁾ **policy makers** という言葉は、日本では馴染みが薄いのが、欧米では、統治構造の違いにより若干の相違はあるものの、統治の政策の **practice** (政策の形成、実施に関わる実務であって、**theory** に対置される用語) に携わる議員 (立法府) 及び政府高官 (大統領府、首相府、EU 委員会など) 並びに政府機関や中央銀行の高官を指すものと相場が決まっている。日本に於いてこの言葉に馴染みが薄いのは、長い間、政策形成の中枢に官僚が居り、国会で成立する法案のほぼ 90% は政府提案に係る法案であり、その作成過程は殆ど官僚により牛耳られていたという事情による。欧米では、民主制議会政治においては、議員は、政策形成にリーダーシップを発揮することが期待されており、議員を **policy makers** と呼ぶことには何の躊躇いもないが、日本では国会議員の主たる関心は政治権力闘争にあり、選挙の争点となって国民の票に密接に関わりを持つ問題にはむき出しの関心を示すものの、そうでない問題 (重要な問題であっても、選挙の争点とすることが得策ではなく、問題を先送りした方が良い場合—例えば増税論議や公的年金の受給負担調整の問題など) については、官僚任せとし、形式的に閣議決定を行うことにより辛うじて政治主導の体裁を整えているものが多い。そのような状況の下では、政治は、官僚独裁ではないかという世論の批判を避けるために、学識経験者 (有識者) や利害関係団体の代表等をメンバーとする審議会や懇談会を問題毎に多数設置して、いかにも世論を尊重して

policy makers によるパラダイム認識を問題にしている。

(1) 政策形成においては、その政策形成の基礎にある実務的な問題認識、政策形成の目的に係る国民の価値観の現状認識、政策の効果に係る認識（予想）などが、その政策の成否の鍵を握っていることは言うまでもない。政策形成の根幹にあるこれらの認識に誤りがあれば、政策が所期の効果を上げることはできない。政策形成には、また、正しい歴史認識（少なくとも国民の大多数が支持しうるもの）と、その政策形成の現時点に於ける「国民の政治・社会・経済活動に係る国際的な行動規範や事実上の基礎的前提条件（事実関係）の認識（これを筆者は「パラダイム認識」と呼んでいる）が重要である。言い換えれば、「日本と言う領土」や「日本人（或いは日本法人）であるという主権国家への帰属関係」において生じているさまざまな問題に一つ一つ対処（disposal in a piecemeal fashion）するだけではなく、世界の政治・経済・社会の一員である人間としてひとしく受け入れざるを得ない規範や事実関係（世界の政治経済パラダイム）が地球世界の時空（space-time）においてどう歴史的に変化し、かつ今現在、それが、国内で通用している規範や事実関係との間にどのような乖離を生じており、そのような乖離をどのように処理していくのかといった観点からの問題認識が必要である。このような問題認識が欠如していた 1980 年代及び 1990 年代の日本に於いては、その金融システムは世界の金融システムの変革に決定的な遅れをとり、日本のバブル崩壊からの立ち直りを困難にした⁹。

(2) しかし、このような政策形成に於ける認識の問題を正面から取り上げて学問的研究を行った研究者を筆者は寡聞にして知らない。ましてや、この問題と哲学上の認識論との関係を論じたものは皆無である。そこで、以下では、筆者が多年提唱しているパラダイム論におけるパラダイム認識と、哲学上の認識論において問題とされる認識との異同について論ずることとする。

政治決定を行ったかのように装うことに重きがおかれ、その審議会や懇談会における原案が実は官僚と利害関係団体との間で事前に調整され、合意が形成されていたものではなかったのかなどということには殆ど関心が払われていない。また、最近の小泉政治においては、自民党内の抵抗勢力の力を削ぐため、経済財政諮問会議（政府組織の一部）や首相・官房長官・閣僚などの私的懇談会の民間委員や学者委員を重用し、そこで形成された政策をそのまま閣議に持ち込んで決定し、これを法案化する手法も目立っていた。従って、このような事情を考えると、日本では、欧米よりやや広く、政策形成過程の inner politics に少なからぬ影響を与えるこれらの審議会や懇談会の委員たちも含めて政策形成関係者とよぶことが適当であろう。

本稿においては、その意味で日本に於ける広い意味の policy makers を指すときには「政策形成関係者」という用語を使い、より狭く、政策立案をする立場にある官僚たちを主として指す場合には「政策当局者」という用語を使っている。

⁹ 米国の金融ビッグバン（メーデーの改革）は 1975 年、英国のそれは 1986 年、日本のそれは、1996 年から 5 年間。

(A) 認識の主体

政策形成の根幹におけるパラダイム認識の主体は **policy makers**¹⁰である。

これに対して、哲学上の認識論(epistemology)で問われている認識は誰の認識かと言うと哲学する者¹¹ (**philosopher**) の認識である。そこでは、**epistemology** は存在論 (**ontology** : 己が存在するとはどういうことであるのか、己は他者との関係に於いて如何に存在しているのかなど) と表裏一体の問題として扱われ、長い間、存在論の蔭に隠れていたが、ヘーゲルの弁証法的世界観からマルクス・エンゲルスの唯物史観が世界の政治思潮に大きな影響を与えるようになった 18-19 世紀になって、認識論は世界の発展に一定の運動法則があるのか、また、世界の政治経済上の問題をどう認識したらよいのかという問題意識とともに大きな関心を集めるようになった¹²。

政治・経済・社会の分野においては、人が何らかの行動をするとき、その政治・経済・社会行動についての規範体系や基礎的前提条件となるべき事実関係の認識をする主体は「普通の人(個人または法人)」¹³であって、認識の主体は哲学者 (**philosopher**) ではない。哲学上の認識は「哲学者 (**philosopher**) の、哲学者 (**philosopher**) による、哲学者 (**philosopher**) のための認識」であるが、筆者の言う「パラダイム認識」に於いては、

まず、政治・経済・社会の規範体系を認識し、かつその者の政治・経済・社会行動の基礎的な前提条件となる事実関係を認識する「普通の人(個人または法人)」の認識が問われ、

次に、それらを **policy makers** がどのように認識するかが問われることとなる。この意味において、筆者のいうパラダイム認識に於いては、「哲学者 (**philosopher** 個人)」による認識(或いは存在者による認識)から「普通の人(個人または法人)による認識」へと問題領域が変更されていることとなる。

¹⁰ **注8** 参照。

¹¹ 哲学史の対象となる「哲学」は別として、「哲学そのもの」は無く、「哲学すること」のみがあるという観点から、ここでは、わざわざ「哲学する者」という用語を用いたが、以下の文中では簡単のため、「哲学者」と呼ぶこととする。これは、自分で哲学せず、他人の哲学した跡を追いかけているだけの、世間で言う「哲学者」とは意味が異なる。

¹² 但し、哲学者の認識論への取り組みは、哲学者の狭い知的人生経験の範囲を超えることができず、哲学上の認識論は、未だに古い殻を突きやぶれないでいる。

¹³ 「普通の人」とは、主権在民国家における **people** や **general public**、君主制国家や一党独裁国家に於ける臣民、一般市民など、政治・経済・社会活動を日常行っている個人と、法制度上法人格を認められた法人を指し、統治構造の基盤を構成する人(個人・法人)の全てを含む。従って、哲学上の「存在者」とは異なる次元の用語である。なお、哲学者や科学者と雖も、一私人として行動するときは普通の人に含まれるが、本稿の主題である認識論の世界では、これらの者の哲学的ないし科学的認識手法をプラクティスの世界に於ける普通の人々の認識手法と区別する意味で、哲学者及び科学者を普通の人と対比しつつ論ずることとした。

（B）認識の客体

哲学上の認識論に於いては、自分（哲学者（philosopher）個人）以外のありとあらゆる事象が認識の対象となる。従って、デカルト以降の古典哲学に於いても、そう言う自分とは何か、自分は如何にしてあるかと言った存在論（ontology—存在の論理）が第一哲学の地位を占めており、万物の創造者としての神が絶対的優位を占めていた時代（スコラ哲学の時代）から引続いて、認識論はその蔭の地位に甘んじていたと言える。しかし、哲学者（philosopher）の問題意識が、自分と他者との関係に及べば、必然的に、「人間と他者との関係」や、「人間と外的世界一般との関係」へと発展し、更には自然の問題一般から果ては世界観や歴史認識の問題まで広範な問題を抱え込むこととなる。

しかし、人間への神の支配が超越的原理として受け入れられ、神のもとにおける自然的調和が前提されていたスコラ哲学や古典哲学の時代から脱して、人間による政治の世紀が到来すると、古典的認識論の延長線上にある世界観や歴史観にも大きな変化が訪れ、それらは哲学上も独立した分野を形成して行く。

それが、ヘーゲルやマルクスの時代であり、そこでは、世界の運動法則としての弁証法¹⁴が説かれることとなった。

今日の哲学に於いては、言語学や社会学・民俗学・人類学或いは科学史家などが多数参入して哲学の分野も多様化し、混沌とした状況を呈しているが、認識論の分野では、この二世紀ほどを通じて、それほどの成果は上がっていない。

ところで、筆者の言うパラダイム認識の客体は、上述のように、普通の人（個人及び法人）が認識するところの政治・経済・社会分野における行動規範の体系と普通の人（個人及び法人）の行動の前提条件とされている基礎的事実関係とである。前者は、成文法か慣習法かに拘らず、規則・原理・原則・基準として一般社会に受け入れられている規範体系の一切を指し、それが普通の人（個人及び法人）の行動基準として受け入れられているかどうかは認知可能である。また、後者は、普通の人（個人及び法人）が行動の基礎的前提条件として受け入れている事実関係であるという定義そのものからして認知可能である。従って認識の範囲は限定されており、policy makers がパラダイム認識を誤る余地はないかに見える。しかし、政策形成において問題を生ずるのはパラダイム認識の静態的側面に於いてよりも、動態的側面に於いてである。

この点は、少しく説明を要するので、次項（C）に於いて詳しく吟味する。

（C）パラダイム認識の動態的側面

パラダイム認識に於いては、政策形成の現時点に於ける静態的側面での認識とパラダイムが歴史的に変化する動態的側面での認識を区分できる（静態的及び動態

¹⁴ 注 32 参照。

的側面の、より詳しい定義については、後記「パラダイムのプロパティ」の定義の項を参照)。

その動態的側面とは、パラダイムを構成するコンテンツの歴史的変化に呼応して、コンテンツ間の因果関係を介してコンテンツ間の相互関係に変化を生じ、コンテンツ間の構造（パラダイム自体）が変化することに他ならない。

(1) パラダイム・コンテンツに係る内部矛盾・対立

第二次世界大戦後ほぼ四半世紀の間の西側社会に於ける政治経済パラダイム（国際政治経済秩序）を例に挙げれば、それは、国連による政治的合意形成機能と **Bretton Woods 通貨体制・GATT 体制** を主軸にした国際政治・経済協調体制であった。このような政治経済パラダイムのコンテンツとしては、金・ドル本位制（IMF 平価制度による一種の固定為替制度）による国際通貨体制、石油メジャーによる石油供給体制（原油及びその精製品の独占供給体制）、銀行による間接金融主体¹⁵の国際・国内金融制度、これらを前提にした生産構造、流通構造、貿易構造、その他の市場構造などが存在した（これらのコンテンツ自体も、それ自体の規範群やその事実上の構造を決める諸要素を持っており、それらの総体をそれらの諸要素間の構造であると見なすことが出来る。なお、コンテンツの括り方は、問題のいかなる点に着目するかによって自由であり、もっと大きな括りにしても良いし、或いは、さらに細分しても良く、また、行動や取引の種類による縦割りコンテンツのほか、価格体系や労働需給の構造など、横断的なコンテンツを考えても良い）。しかしながら、それらのコンテンツは、それ自体の内部や他のコンテンツとの間に何らかの矛盾や対立を抱えており、従って、それらは未来永劫に変化しないものではありえない。

例えば、次の (i) ～ (iii) に掲げた歴史的事象の連続はパラダイムのコンテンツの変化が相互に影響しあってパラダイム全体が変化する様子を例示している。

(i) 1971 年のニクソン・ショックで崩壊した金・ドル本位制の下では、その崩壊前から米国の累積貿易赤字額の増加により、その短期債務累積額が外貨準備額を大きく上回るという事態が生じており、金 1 トロイ・オンスを 35 米ドルで交換するという国際約束は維持できなくなっていたのであり、一つのパラダイム・コンテンツが抱えていた内部矛盾（世界の成長通貨を供給するのに、生産の伸びが低い金と幾らでも印刷できる米ドルとをリンクしそのような体制の下で、米国も、それ以外の世界もうまくやって行こうとする矛盾）が露呈した結果、1971 年 8 月 15 日の金交換停止宣言（いわゆるニクソン・ショック¹⁶）となったものである。この

¹⁵ 第二次大戦後しばらくの間、アングロ・サクソン社会を除けば、西側社会の国内金融制度は直接金融が主流であったとは言えず、まして、国際金融の場面では、間接金融が圧倒的に主流であった。

¹⁶ 明里 I pp54-57

ため、世界は多角的通貨調整を行い、新しい交易条件の下にいわゆるセントラル・レートシステム¹⁷（ワイダー・バンドによる別種の固定為替制度）を構築したが、ドル投機はやまず、やがて主要国通貨は変動相場制に移行せざるを得なくなった（1973 年春）。

(ii)ところで、石油メジャーによる石油の独占的供給体制については、中東の産油国側には多くの不満があり、年々の原油の生産量や油井掘削の使用料（royalty）などをめぐって産油国の立場をメジャーとの交渉に反映させるべく、産油国側は OPEC¹⁸（石油輸出国機構）を結成してメジャーへの要求を年々強めていたが、上記ニクソン・ショック後の多角的通貨調整の結果産油国側の手取り石油収入（米ドル建て）が大幅に減少したため、石油価格を大幅に値上げした（第一次石油危機¹⁹）。このため、石油は、それまで、メジャーの独占価格商品であったが、その性格を OPEC による政治価格商品に変え、石油供給の手法にも多大の変化²⁰を生じた。これも、それまでの石油供給構造（一つのパラダイム・コンテンツ）に見られた内部矛盾が、別のパラダイム・コンテンツの変化（米ドルの金交換停止）の影響を受けて露呈したものと見る事が出来る。

(iii)さらに、このような石油供給構造の変化は、生産量や価格の変化を伴って、石油消費国の実物経済構造（財貨の需要供給構造）や金融構造に甚大な影響を与え、世界的な債務累積問題という負の部分のほかに、米国や英国に於ける金融市場構造の変化、米国の通商政策の変更、それらの結果としての世界経済のグローバル化、GATT 体制の変質などを生み、さらには西側陣営の市場経済の活性化に比して東側陣営の経済運営の困難さが際立つ中で、東側の政治路線対立矛盾が顕在化したのが、ソ連邦の崩壊と CIS の成立であった（詳しくは明里 I—第 5 講—その 3 参照）。

（2） 諸変化の因果関係

このように、パラダイムは時の経過とともに変化するが、その変化の要因をパラダイム・コンテンツのレベルで追って見ると、その変化要因は様々である。上記（1）に掲げた事例は、コンテンツ自体或いはコンテンツ相互間の矛盾や対立に関係諸国の政治的意思決定が絡まって生じた一連のパラダイムコンテンツの変化であるが、いずれにしても、政治経済のパラダイムの主要な構成要素の一つが

¹⁷ 明里 I p57 コラム参照。

¹⁸ 明里 I p 58

¹⁹ 明里 I pp 58-61,なお、第二次石油危機については pp61-65 参照。

²⁰ 初めは、産油国が油井を国有化したり、使用料を原油で支払わせるなどの方法により産油国が石油消費国と直接取引を行うなど所謂 DD 原油（DD＝direct deal）の比率が高まったが、そのうちに、北海や南米・北米、アジア・アフリカなどの非 O P E C の産油国における石油生産が増加し、NY やロンドンなどの石油市場を通じて供給される市場価格商品としての石油の供給量が OPEC の産油量を上回るようになる 1980 年代半ばには、原油価格に対する OPEC の支配力は失われたものと見られる（政治価格商品の市場商品化）。

変化すると、主要構成要素間の諸関係に変化が生じ、それを調整する諸要素の変化が、一定の因果関係を介して玉突き状に生じ、パラダイム全体が変わって来る。これは、当初のパラダイムの主要構成要素間の関係が変化した以上、それらの関係により規定されている構造は当然当初の構造とは同じものではありえないと観念することにより抽象的に理解されうるが、実際に生じた歴史的事実を、パラダイムとコンテンツの因果関係の変化として追ってみると、もっと具体的に理解される。

また、パラダイムの変化は、このようなパラダイム・コンテンツ内部の矛盾・対立やコンテンツ相互間の矛盾・対立とは別に、これらとは独立した関係にあるように見える主要国の政治的・軍事的判断や民間技術の進歩などによっても動くことがある。

例えば、衛星通信に関する軍事技術の民生転用についての米政府の決定は、インターネットを通ずる財貨・サービス・情報・知識の交流を促進し、新しい市場を創出し、既存の流通市場の在り方にも大きな変化をもたらした。また、2001年9月11日のテロ事件に対する米政府の決定は、イラク侵攻という軍事面の問題ばかりでなく、中東の民主化をめぐる政治構造問題、国連改革の問題、米欧を中心とした企業統治 (corporate governance) の問題などと絡まってとめどもない玉突きゲームに世界を巻き込んでいる。しかし、そうした問題が起こる背景には、第二次世界大戦後の Pax Americana が抱えていた矛盾 (東西冷戦構造の終結は米政府に軍事技術の民生転用を決意させたし、それ以前に東西冷戦構造の下で、戦略核の配備をめぐる競争と不拡散協定がちぐはぐに進められ、その狭間で、中東地域においてアラブ・イスラエル紛争ならびにイラン・イラク紛争をめぐって米国及びソ連の諸般の政策決定とその実行が極めて opportunistic な地政学的配慮により行われたため、これらの地域に於ける諸国間の対立を一層深刻化させた) があったわけであり、突然他の要因とは独立に生じたように見えても、それらの事象は、それ以前に生じていた内部矛盾や対立に起因するものであったと考えることができる。凡そ人間のやることには、何らかの動機があり、ある行為と次に行われる行為との間には何らかの因果関係²¹⁾がある。これを、如何に認識するかが認識論の認識論たる所以であり (従って、それはフーコーの言う「知の考古学的認識」とは異なる²²⁾)、ここに政治経済のパラダイム変化を認識するための vocabulary

²¹⁾ 不可知論や懐疑主義を唱える哲学者の中には、事象と事象の間に於ける因果関係の存在自体を否定したり、或いはその存在の認識可能性について疑問を付す向きもあるが、これについては後記「補遺」の(1)を参照されたい。

²²⁾ Michel Foucault がその著作に於いて因果関係を重視する一般の認識論の体系とは別の知的作業として「知の考古学」を提唱した理由は、「時代間の知的手法の断絶 (仏 rupture) の発見 (l'épistémè) 論」は、一般の考古学に於ける断層の発見と同じく、因果関係に縛られることはない」との発想によるもの。この間の事情を雄弁に物語る一文が Michel Foucault, Les

がないならば、これを作るほかない²³。

それが筆者のパラダイム論の存在理由でもある。

(3) パラダイム認識の欠如と問題先送り (procrastination)

1970 年以前の世界の政治経済と 1990 年代の世界の政治経済とがまるで違うということは誰もが実感していることだが、このようにパラダイムという概念を立て、その変化をパラダイム・コンテンツの変化のプロセスとして見ると、何がどう変わったのかがはっきり見えてくる。

しかしながら、このようなパラダイムの動態的側面を **policy makers** が良く認識しているかという点、極めて問題が多い。

一般に、**policy makers** が「時代が変わった」ということを感覚的に認識していても、「そんな政策をとったら時代に逆行しますよ」ぐらいの事しか言えないのでは、政策論として話にならないばかりか、国民に対する説得力もない。

例を挙げよう。1975 年の米国に於けるメーデーの改革²⁴は、主として証券手数料カルテルの打破（証券手数料完全自由化）により、米国に於ける企業の資金調達効率化を図ったものだが、その結果として本源的証券市場（株式・社債市場）の活性化ばかりか、思いもかけず、銀行の伝統業務の間接証券化 (securitization) による銀行のビジネスモデルの変化 (fee business への傾斜, disintermediation²⁵) という副産物を産み、米国金融市場の世界的優位を確立する上で大変な効果があった。このことに範を取って英国が自国の金融市場の改革の決意をするのは、それより 10 年遅れの 1986 年（金融ビッグ・バン²⁶）であった。このとき、日本では、金利の自由化と金融商品の自由化とに取り組んでいたものの、証券手数料の自由化は全く手付かずであり、また、国際協議面では、自国の金融業の圧倒的優位を踏まえた米国の主張によるサービスの自由化問題への保守的な対応に大苦戦であった²⁷。

問題は第一に政策当局者²⁸にパラダイム認識が欠如していたことであり、第二に日本の金融市場に於ける利害関係者の思惑にあった。

仮に第一の点について、政策当局者が米英に追随した金融市場改革が必要だと認識していたにしても、そのような改革により既得権益を侵される業界は黙ってい

Mots et les Choses, 1966, Editions Gallimard の英訳版である The Order of Things, (1970, Tavistock Publications, London, Routledge, 1989) にフーコー自身が寄せた「英訳版への序文 (Foreward to the English Edition)」にかなり詳しく記されているのが面白い (Routledge 版 xiii ページ)。

²³ 注 7 参照。

²⁴ 明里 I p 53, 81, 83

²⁵ 明里 I p118-119 (注 58)

²⁶ 明里 I p.54, 82, 83

²⁷ 明里 I p94-98

²⁸ 注 8 参照。

ない。政策当局者が、白地に絵を描くように高い自由度に恵まれていることは極めて少なく、何か新しい絵を画き込もうとすると、既に画かれている絵を消さなければならないことが多い。そのたびに、利害関係者の強烈な反対があり、場合によっては、政策闘争は政治闘争になる。英国のビッグ・バンの時、これを「英国証券業のウインブルドン化」と評して有名になった日本の某証券会社幹部が居た。その意は、字義通り読むと、「英国の改革は、とどのつまり外国の証券業に貸し座敷をする程度の改革に終わり、英国人のチャンピオン（ウインブルドン杯優勝者に相当する英国資本の証券業）は生まれないよ」ということだが、言外に「日本では、そんなことはさせないぞ」という意味が含まれていた。政策当局者ばかりか、当の業界の指導者たちがこういう程度の認識しか持てないのでは、日本の金融市場が活性化するどころか沈滞することは止むを得なかったし、そのことは、1990年代の二度にわたる金融危機を挟んで、我々が実体験して来たところであった。

一般に、利害関係人との調整に困難があつて問題解決が先送りされ、ますます事態が悪化するということは、日本ばかりでなく欧米にもちよくちよく見られる事例であるが、ピーター・ドラッカー²⁹は *Foreign Affairs* (1998年9-10月号) に “In Defense of Japanese Bureaucracy” なる一文を寄稿し、無策の策 (policy of no policy) や問題の先送り策 (procrastination strategy) もまんざら捨てたものではないという趣旨の逆説的な論旨を展開した。

しかし、1998年時点ではもっともらしく響いたドラッカーの言葉も、2005年の現時点で、先送りがどんなに深刻な事態を招いたかを知っている我々には、ただ空しくしか響かない。

II 歴史認識と世界観

(A) 哲学と歴史認識

哲学は、その原初的姿に於いて数学から物理学、天文学に至るまで、ありとあらゆる知の問題を取扱う学問であり、それ故にこそ *philosophia* (希 *φιλοσοφία*) と呼ばれた。しかし、教会の影響の下にあった哲学から自然科学が独立して発展し始める 16 世紀頃から科学的認識は次第に哲学から離れ、今日では Stephen Hawking をして「Philosophers reduced the scope of their inquiries so much that Wittgenstein³⁰, the most famous philosopher of this century, said “The sole remaining task for philosophy is the analysis of language.” What a comedown

²⁹ Peter F. Drucker, 1909～2005、経営論の泰斗として知られ、戦前・戦後にかけて長期間活躍した。ビジネススクールでの経営学に大きな影響を与えたほか米欧企業のトップ・ビジネス・リーダーの中に崇拜者が多い。近年の著作では *The New Realities* (1989) を挙げることができる。

³⁰ Ludwig Wittgenstein, 1889-1951

from the great tradition of philosophy from Aristotle to Kant!』と言わしめるまでになった³¹。

しかし、オーストリア継承戦争（1740～48）普墺七年戦争（1756～63）、米国の独立（1776）、フランス革命（1789）、ナポレオン退位（1814）といった欧州世界の激変の時代を生きたカント（Immanuel Kant, 1724～1804）とヘーゲル（Friedrich Hegel, 1770～1831）の哲学的思索の範囲は、それまでの哲学の伝統的分野からさらに広がり、カントは「永久平和のために（1795）」を表し、ヘーゲルは弁証法的世界観（Dialektische Weltanschauung）に到達した。

ヘーゲルの弁証法³²はマルクス（Karl Marx, 1818～1883）の弁証法的唯物論（独、Dialektische Materialismus）に形を変えて引き継がれることとなるが、哲学上の認識論が歴史認識や世界の運動法則にまで発展して行ったことの背景には、19世紀半ばの七月革命（仏、1830）二月革命（仏、1848）、普墺戦争（1866）、普仏戦争（1870）といった一連の革命や戦争の間にも、欧州諸国の産業構造が変化し、失業と貧困などをめぐる階級対立が激化していった当時の社会情勢があることを念頭に置く必要がある。マルクスの唯物史観が、その後、ロシア革命を経てマルクス・レーニン主義（1920年代）となり、中華人民共和国成立（1949年）の過程で毛沢東主義となり、哲学がイデオロギーとして政治に利用される時代がつい最近まで続いた。

マルクスの弁証法的唯物論は、哲学的世界観（独 Weltanschauung）と歴史認識とが合体したものであり、これを世上「唯物史観」と呼んでいる。その特徴は、労働者階級（プロレタリアート）と資本家階級（ブルジョワ）との階級対立に係

³¹ A Brief History of Time, Bantam Books, 1988, p185.

Stephen Hawking（1942～）は当代の超一流科学者であり、big bang や black hole の研究で知られている。

³² 弁証法（希 διαλεκτική）はプラトンの時代から存在したが、二人の対話を通じて矛盾を発見してゆく弁論術のように理解され、カントもこれを”logic of illusion（独 eine Logik des Scheins）と呼んで一段と低く見ていた節がある。しかし、ヘーゲルは、カントの純粋理性批判における Antinomie（独、二律背反）の概念に着目して新しい弁証法（独 Dialektik）の構想を得たとされ、そこでは、二者の対話という形式は捨て去られ、「正（独 Thesis）」、「反（独 Antithesis）」、「合（独 Synthesis 又は Aufhebung）」というシェーマで論理の矛盾の克服がなされるものとされる。しかし、これらの用語と図式は、ヘーゲルがその著「論理学」においてカントの理性的二律背反をヘーゲル流に解決する思考方法を解説するときのみ使われていることに留意する必要がある（Michael Inwood, A Hegel Dictionary, Blackwell 1992, p81）。これに対して、ヘーゲル自身の弁証法は、後年の「エンツィクロペディー：Enzyklopädie der philosophischen Wissenschaften im Grundrisse（1817, 1827, 1830, 1840-5）」で明らかにされるように、全ての観念や事象は、それが認識される段階（the stage of understanding）から、次にそこに内包される矛盾が認識され又はそれと対立する観念や事象が認識される段階（the stage of negative Reason）へと移行し、更に、それが積極的に肯定される段階（the stage of positive Reason）へと三段階で発展するものと説明される。しかし、ヘーゲルの弁証法は極めて難解で、一般には正—反—合の分りやすいシェーマで紹介されていることが多い。

る歴史認識とマルクス独自の剰余価値説とから最終的な労働者階級の勝利を希求³³したもの（共産党宣言、1848）であるが、哲学的な思考方法により政治的な史観を形成し、20世紀の世界に大きな影響を与えたものと言うことができる。

他方、歴史認識の問題を、政治的な色彩を交えないで取扱った哲学者は数多くあるが、この問題について独自の見解を発表して学問の世界で著名になった学者としては、前記のトーマス・クーン（科学史家）とミシェル・フーコー（哲学者）がある。

まず、クーンは、科学史上の革新的進歩（scientific revolutions、例えば、天動説から地動説へ、ニュートン力学からアインシュタインの相対性原理への理論的發展）をパラダイムの転換（transformation）として説明した（The Structure of Scientific Revolutions, Thomas S.Kuhn, The University of Chicago Press 1962,1970,1996）。ここで、パラダイムという用語³⁴について、クーンは格別の定義をしておらず、一般的な「研究手法」の意味で用いていると思われるが、クーンのこの提言は、自然科学者のみならず、多くの社会科学者にも大きな影響を与え、彼らを「ニュー・パラダイム」の探求へと駆り立てたと言われる。パラダイム概念の不明確さについては、クーン自身が上掲書の Postscript—1969 に於いて記しているように、

³³ 世上一般には、資本主義に対する社会主義の勝利をマルクスが予言したかのように言う者が多いが、マルクスの時代には、資本主義と社会主義という対立概念は未だ一般的に使用されていなかった。マルクスの資本論自体（1883年に65歳でマルクスが他界したあと、資本論の第二巻、第三巻はそれぞれ、1985年、94年にエンゲルスの手により発行された）に於いても、マルクス自身は資本主義（capitalism、独 Kapitalismus）という言葉を使っておらず、資本主義なる言葉が最初に用いられたのは1902年のDer Moderne Kapitalismus(Werner Sombart)、次いで1904-1905年のDie protestantische Ethik und der Geist des Kapitalismus (Max Weber)に於いてであるらしい。

(<http://www.polyarchy.org/essays/english/capitalism.html>)。

³⁴ 参考までに、サイト上の free encyclopedia である Wikipedia から一般の用法を引用すると次の通り。

「Since the late 1800s, the word *paradigm* has referred to a thought pattern in any scientific discipline or other epistemological context. Initially the word was specific to grammar: the 1900 Merriam-Webster dictionary defines its technical use only in the context of grammar or, in rhetoric, as a term for an illustrative parable or fable. For linguistic purposes, Ferdinand de Saussure used *paradigm* to refer to a class of elements with similarities.

The best known use of the word in the context of a scientific discipline was by philosopher Thomas Kuhn who used it to describe a set of practices in science. It was and is widely abused. Kuhn himself came to prefer the term exemplar and normal science, which have more exact philosophical meaning. However in his book The Structure of Scientific Revolutions Kuhn defines a scientific paradigm as:

- what is to be observed and scrutinized,
- the kind of questions that are supposed to be asked and proved for answers in relation to this subject,
- how these questions are to be put,
- how the results of scientific investigation should be interpreted.

「1962 年の初版に於いて、パラダイムなる用語は少なくとも 22 の違った意味で用いられている」との批判を生んだ（上掲書第 3 版 p 209）。その後、2000 年に刊行されたスティーヴ・フラー（Steve Fuller, Professor of Sociology, University of Warwick）の「Thomas Kuhn —A Philosophical History for our Times—, (The University of Chicago Press, 2000)」に於いては、クーン以後の科学史の詳細なフォロー研究を行っているが、そこで、クーンが「科学は如何にあるべきかという科学の規範性の問題について、Platonic な「政治からの独立」を強調するという狭い科学観にとらわれていることを指摘し、これを「クーンの呪い」³⁵ (The Curse of Kuhn)」と呼んでいることが注目される（フラー, 上掲書 p15, 注 32 参照）。次いでフーコー（1926-1984）は、文明の知的手法についての哲学的思索を深め、「エピステメー」(l'épistémè)³⁶の概念を発表し、その研究手法を「知の考古学」と呼んだことは前述の通りである。この研究は、クーンの研究とは無関係に行われた³⁷ものであるが、フーコー死後は「エピステメー概念」をクーンの「パラダイムの転換概念」と同様のものとして紹介するのが一般的である。しかし、パラダイムの転換という概念が、フーコーの歴史的断絶概念を含んでいるかどうかについては必ずしも明確ではない。後世の研究者が二つのアイデアを同一視するのは、作者の考えがどうであったかということとは必ずしも関係なしに、史料のテキスト (text) に忠実に理解しようとする現代哲学の風潮に沿ったものではあろうが、筆者は、クーン自身にとっては思わぬ展開ではなかったかと考える。同様に、フーコーやデリダ（Jacques Derrida, 1930-1999）が生前、米国の構造主義者（Structuralist）により構造主義者扱いされることを迷惑がっていたことも同様のコンテキストで理解される。

それはそれとして、フーコーによるエピステメーの提言については、当然のことながら、「文明の一部について当てはまるとしても、全部については当てはまるものではない」という趣旨の批判を行う者も現れている（、例えば、Raymond Boudon -1934~）。

クーンとフーコーの両者の何れにも共通していることは、科学史に於いても、或いは、より広く文明史に於いても、科学研究の手法や、文明そのものに内在する研究手法について、ある時期に「転換又は断絶」（クーンに於いては「パラダイム

³⁵ 特に 1960 年代以降の社会科学の分野で、新しい社会科学の研究手法に熱狂して「失業や貧困、社会的抑圧など政治に密接な関係のある分野での学問的関心」を疎かにした社会学者が少なからず存在したことを指してこのように呼んだものと思われる。

³⁶ 注 6 参照。

³⁷ 注 4 に掲げたフーコーの主要著作（Les Mots et les Choses, 及び L'Archéologie du Savoir）では、何れに於いてもクーンの著作への言及は無い。また、これらの著作の発表年次（1966、1969）はクーンの上掲書の発表年次（1962）と近接している。逆に、フーコーの上記著作の英語世界における浸透（英文翻訳出版）は、それぞれ 1970、1972 年であった。

の転換」、フーコーに於いては「エピステメーの断層」）があるという認識を持っていることである。

しかし、1988年に表されたホーキングの著書³⁸によれば、ニュートン以後の科学史は一連の部分的理論が相互補完的に発展したものであると言う。例えばニュートン（Isaac Newton, 1642-1727）の重力理論（gravity theory）では扱えない広大な宇宙の問題をアインシュタイン（Albert Einstein, 1879-1955）の一般相対性理論（general theory of relativity）によって補完し、それでも十分な説明のできない微小世界や超稠密世界の問題を20世紀後半に目覚しい発展を遂げた量子力学（quantum mechanics）が補完することによって科学は部分的相互補完をしている段階にあり、現代の科学者の関心は、それらを総合した理論（GUT=general unified theory）の構築にあると言うのである。このような説明の仕方によれば、科学史は、別段、そこ・ここで断絶しているわけでもなく、クーンやフーコーのような説明も、「観点を変えればそういった見方も出来なくはない」という程度のものとも考えることも出来る。要するに、歴史に断絶があるかどうかという問題は、認識主体がどういう点に着目しているかによる相対的な問題にすぎないと言えよう。

（B）政治と史観

歴史学者の史観は、ルネッサンス以降の啓蒙主義によるいわゆる「進歩史観」や、実証主義による「ドイツ歴史主義史観」、最近ではウォーラスティン（Immanuel Wallerstein, 1930~）による世界システム論の史観など、時代的な思潮を反映して変化して来ているが、本稿では、それらの詳細について立ち入らない。しかし、史観が政治と合体すると、現実の政治・経済・社会生活に非常に厄介な問題を惹起する。

戦前の日本の皇国史観や、ナチス・ドイツの民族主義史観、第二次大戦前と東西冷戦時代の唯物史観が政治と結びついてどのような作用を齎したかについては、ここで、敢て説明を要しまい。最近日中間や日韓間で歴史認識の問題が政治問題化しているが、これも中国政府（中国共産党）及び韓国政府の史観がそれぞれ反日政治運動に傾斜しているからである。日本政府は「臭いものには蓋」

式に両大戦間の歴史については蓋をして来たために、歴史教育においても「自虐主義を排するべきだ」とする政治的主張の前に第二次大戦前の出来事については都合の良いもののみを教えてきた。従って、日本政府と日本国民は、一定の政治的史観を共有しておらず、世界システムの観点からは自由主義陣営の一員のような顔をして済ましているものの、戦前の問題については、中国や韓国に対してと同様、米国に対しても当たり障りのないことしか主張できないでいる。また、南京事件のような個別問題や、歴史教育の問題については、中国や韓国に対しても、「双

³⁸ 注 31 参照。

方が良く話し合えば相互理解に達するはずだ」ぐらいのことしか言えない。

問題は、中国や韓国においても、反日的な史観を政府が持ち続けている限り、休火山が時折爆発するのと同様に、節目々々で歴史認識の問題が政治問題化するのに、日本政府が日本国民と共に一定の史観を共有できないでいることである。

ところで、主要国政府の中で一定の政治的史観を持っていない政府は、実は日本だけではないかと考える。

例えば米国政府は第二次世界大戦以後、その世界政治に於けるヘゲモニーを確立する過程に於いて、自由 (freedom)、平等 (equality)、公正 (fairness) という価値観が国際的に堅持されるべき価値観であると主張し、国際社会におけるリーダーシップを取り続けた³⁹。これと相反する価値観を主張する国家に対しては、米国は武力行使をしないまでも、常に強硬な姿勢をとり続けるであろう。これは、一般には米国政府の史観というレベルでは議論されたことは少ないにしても、米国史が語る「書かれざる史観」であると言える。他の欧州諸国も建国以来の長い歴史と戦争に明け暮れた 20 世紀前半までの経験に根ざした政治的史観を持っている。勿論政権交代があるたびに史観の一部は修正される⁴⁰。

(C) パラダイム論における歴史認識

パラダイム論には、パラダイムの変化をどう認識するかというパラダイム認識 (歴史的変化と現状の認識) の問題と絡んで、歴史認識の作業を当然内包している。前記「パラダイム認識の動態的側面」において述べたように、パラダイム論に於いては、普通の人の政治・経済・社会行動に於いて尊重される規範体系や事実関係のパラダイムを「諸般のパラダイムコンテンツが暫定的な調和関係を保ちながら存在することにより成立している構造」であると見る。そして、それぞれのコンテンツは、それ自体に内包された、或いは、他のコンテンツとの間に存在

³⁹ 明里 I,p185 及び p206 の注 32 参照。

⁴⁰ G.W.ブッシュ政権になってから、米政権内部に於けるネオコン (neo-conservatism) の台頭が話題になっているが、2005 年 5 月のモスクワに於けるソ連戦勝 60 周年行事に参加する途次、ブッシュ大統領がラトヴィアの首都リガに立ち寄り、「1945 年のヤルタ会談で米国がソ連のバルト三国の継続支配を認めたことは歴史上の大きな誤りであったこと、並びに、この間のソ連によるバルト諸国民に対する抑圧 (oppression) は悪 (evil) であったこと」を記者団に対するスピーチの中で明らかにしたことは、米国政府による部分的な史観の修正に相当する。これには、2004 年以降のプーチン大統領の強硬な内外に於ける政治路線と 2005 年以降の急速な中ロ接近に対する政治的牽制の目的がこめられていたものと推測される。なお、米国は、第二次世界大戦後の国際秩序構築 (国連、ブレトンウッズ体制、ガット体制) 以来、原則として主権国家の単独主権を尊重してきたが、1990 年代に入って冷戦構造が終結するや、強力に米国の支持する普遍的価値 (自由、平等、公正、人権、民主主義など) を他の諸国に臆面もなく押し付け、これに反する国家に対しては主として貿易上の制裁措置を一方向的に課すなどの態度を取り続けて来た。また、人権問題など世界に普遍的に受容されるべき価値観をめぐる紛争については国際的な共同主権 (co-sovereignty) を認めるべきだとする主張が米欧等の N G O からなされており、米国の学者などもこれに同調する気配を見せていることも、主権概念をめぐって、そう遠くない将来、政治的史観の部分的修正が行われる可能性を指し示している。

する矛盾や対立を解消するために時々刻々変化していると考える。
そうした、パラダイムコンテンツの変化が一定の因果関係により連続的に起こると、パラダイム自体が変化したような観を呈する。
この場合に於いて、古いパラダイムコンテンツの一部は依然として残存しており、パラダイムの変化は一見大きく見えても一定の連続性を有している。
従って、パラダイム認識の上では、一定の変化に着目して時代区分（periodization⁴¹⁾）をすることが出来るが、それは政策形成の上で有用であっても、認識論上の「断絶」と言うには当たらない。その意味で、パラダイム認識に於いては、フーコーの言うような研究手法の考古学的な意味での「断絶」やクーンの言うような研究手法の転換・交替に重要な政策論的意義を見出さない。
例えば、第二次世界大戦の戦前と戦後に於ける日本の政治・経済・社会には一見して「断絶」があるように見えるが、その底流にある日本社会の価値観には必ずしも断絶はなかったし⁴²⁾、多くの戦前の諸制度の残滓が戦後のそれに引き継がれている。また、戦勝国の側の多くの諸制度は、言うまでもなく、そのまま戦後に引き継がれている。しかし、そこで政策的観点から重要であったのは、戦後の政治・経済秩序に大きな改革が加えられ、国際連合の誕生、ブレトンウッズ体制・ガット体制の構築が行われたというパラダイム変化が生じたことである。
前記の説明のうち、パラダイムコンテンツが「それ自体に内包された、或いは、他のコンテンツとの間に存在する矛盾や対立を解消するために時々刻々変化している」という部分は、ヘーゲルやマルクスの弁証法と似て非なる考え方である。ヘーゲルやマルクスの弁証法は世界観や歴史認識（史観）自体を弁証法的に説明しようとしたものであり⁴³⁾、本稿に於けるパラダイム認識に於いては、コンテンツの変化の原因を一定の「矛盾や対立」により説明⁴⁴⁾することが出来るとはしつつも、その解決の方向については、格別の法則性を示していないからである。なお、パラダイム認識に於ける矛盾や対立の認識は、善悪の判断や政治的方向付けを避けつつも、こうした矛盾や対立の解決のためにパラダイムがどういう方向に向けて

41 明里 I,「世界経済のパラダイム変化と日本の経済政策」は、第二次世界大戦以後の政治経済についての、筆者のパラダイム認識による periodization（時代区分）のデモンストレーションを行ったものである（なお、明里 IV、pp43~53 も参照）。このような時代区分は、歴史学や哲学などの着眼点の如何により多数の区分が考えられるので、筆者は上記の時代区分を唯一無二の区分だと考えているわけではないことをお断りしておく。

42 明里 I、170-189

43 注 32 参照。

44 ある意味では、ヘーゲルがカントの Antinomie に着目して提起した「正一反一合」のシェーマへの近似性は認められる。筆者は、20 世紀に於ける「資本主義」の変質に対立概念としての「社会主義」の影響があった（20 世紀後半の欧州に於ける社会民主主義政権の誕生など）と考えており、同時に社会主義は、資本主義の影響下で変質して来ている（中国に於ける改革・開放など）。このようなパラダイム間の相互の影響については、より詳細な研究が必要である。

変化しつつあるかを冷静に判断する上で政策形成に有力な手掛かりを供給することが出来る。例えば、1975年の米国のメーデーの改革を受けて英国がビッグバンの改革を行った時点で、世界の金融パラダイムがどういう方向に向けて変化しつつあるかということは、凡庸な政策当局者にとってさえ、明らかであった筈である。

(D) パラダイム論と経済学

ここで、パラダイム論と経済学の関係について一言しておきたい。

経済学の研究分野は、伝統的に次のように大別される：

- (i) 経済諸量の間の静態的及び動態的な関係の研究並びに各経済主体（個人及び家計、個別企業及び産業部門、中央及び地方政府）の behavior に関する理論的研究
- (ii) (a)物価・賃金・雇用・企業行動・消費者行動、景気変動などの計測手法や (b)生産・所得分配・支出などに関する国民所得計算システム、産業連関表・資金循環表・国際収支表、（全部あわせて国民経済計算体系）などに関する研究

上記のうち、(ii)の研究は(i)の理論的研究を検証するための、いわば、インフラ部門であるとも言えることが出来る。

ところで、(i)の分野における理論的研究については、パラダイム論の視点から見ると、大別して次の二つの欠陥があるように思われる。

その第一は、経済学に於ける「外部性 (externality)」の問題である。

これまで、経済主体の自由意志に基づく市場経済活動を対象として構築されて来た伝統的な経済理論では、人の経済行動を、その者の政治・社会行動から切り離して純粋に経済的合理性の観点からのみ観察できるとする考え方に立って理論構築が行われてきた。しかし、人の行動が、規範や事実関係についてのパラダイム認識を前提にして総合的に決定されると考えると、経済合理性のみによって決まる部分はそれほど大きくないと考えられる。

このことは、近年の経済学者もかなり気にかけており、例えば、環境規制などの政治的・社会的・制度的な市場介入の問題を「市場の失敗」という概念で経済学自体の中に取り込んだり、或いは、「法と経済学」などの新分野で経済学の立場から制度研究にも手を伸ばしたり、更には、「ゲームの理論」により、政治的モチーフをも睨んだ「人の行動」の説明を試みている。しかし、物事を数学的に処理しようとするほど、現実の複雑さに手を焼いて、成功を見ていない。

第二は、経済学者に「パラダイム認識」が欠如していることである。

全ての政治・経済・社会現象は、相互に関連しながら、歴史的に変化してきており、或る理論研究が、経済学の分野に於ける大きな業績であるとされていても、そのような理論が時代を超えて（パラダイムの変化を超えて）いつの時代にも、

どの空間（場所）に於いても適合するとは限らない。また、その理論的研究の適合性については、その理論を検証した時期だけではなく、どういう規範と事実関係を前提として構築された理論かという **marketwise** の場所の限定⁴⁵も必要である。しかし、経済学者の多くは、政策論を展開する場合に、そうした理論の適合性に関する時空（**space-time**）の問題を無視して、米国で流行している経済理論を他のマーケットに適用しようとする傾向がある⁴⁶。要するに、経済学者には、一般理論コンプレックスがあり、それが、特定の時代の特定のマーケットに当てはまる特殊理論か、凡そマーケットと言えるものには全て当てはまる一般理論かの検証を十分にしないままに政策への理論の適用を考えている傾向が強い⁴⁷。

そもそも、筆者がパラダイム論の構築に注力して来たのは、政策実務の世界から大学教育の現場に転進したのち、一貫して、「何故、日本の政策形成はこれほど貧困であったのか」という問の答えを見付け出すためであった。

こうした観点から、筆者は、パラダイム論のケース・スタディーとして、小泉政権下での構造改革をめぐる政策論（明里 II）及び社会保障一体改革をめぐる政策論（明里 III）を検討して世に問うたが、その研究が一様に示唆していることは、「1990年代以降、多くの経済学者が政策形成の舞台に（政策形成関係者として）登場したにも関わらず、日本の政策形成が失敗続きであったことの理由として、「政治家にも、官僚にも、また、これに知的な助言をする経済学者にも、均しくパラダイム認識の欠如が見られ、それが、彼らの政策形成を誤った方向に導いた」と言うことである⁴⁸。

以上に見るとおり、筆者のパラダイム論は経済学ではなく、政治・経済・社会に関する認識論として理解されるべきものである。また、これを、「サイエンス」か、「アート」かと問い詰めるならば、躊躇無く「アート」⁴⁹であると断言する。

III 政策形成に於ける前提と現実との乖離

通常、政策形成については、

「政府及び **policy makers** は、国民の付託に応え、国民のために善意に基づき最良の政策を形成する努力をしている」ものという前提に立って議論が行われている

⁴⁵ 市場参加者の **culture** や市場慣行、市場規制のあり方などを考えると、市場の性質や組成の仕方（**market architecture**）は、国によりかなりことになっており、一つの市場にあてはまる理論は必ずしも他の市場にはあてはまらないことが多い（明里 IV pp 24~27）。

⁴⁶ 日本の経済学者ばかりでなく、米国の経済学者にもその傾向があり、無定見に他国の経済運営について自国の特殊理論を展開する傾向がある。

⁴⁷ かく言うからといって、筆者は、米国発の経済理論がその理論研究の行われた当時に於ける米国市場において妥当するものであったろうことを否定するものではない。

⁴⁸ なお、明里 IV、pp28~35, Column I, *The Abusive Application of Economic Theory* の項も参照されたい。

⁴⁹ 後記「補遺」の（1）特に注 72 及び 74 を参照。

が、パラダイム論はそのようなコンテキストに於いて、政策形成の認識道具として有用であると考えられる。しかし、現実の政策形成過程に於いては、次のような事情から、**policy makers** の実際の行動と上記の前提との間には大きな乖離を生じていることに留意する必要がある。

(A) 政権維持等のための政策形成

政策は、いつでも合理性の仮面をかぶり、正当な手続きを経て国民に提示され、実施される。このことは、僭主政治であろうと、一党独裁政権であろうと、民主政治であろうと変らない。

日本のような議会制民主主義国家に於いては、国民の権利義務に重大な影響を与える政策の実施については法律による行政の原則の下で、必要な法律の改廃と制定が行われる。そこまで行かなくとも、事柄の重要度に応じて、日銀に任せられたものには日銀政策委員会の決定が必要であり、また、その他の政府限りの判断で出来るものであっても、内閣の閣議決定（内閣の国会に対する連帯責任）を経て実施されることとなっている。

それでは、そうした正当な手続きを踏んで行われた政策の実施は、全て合理的であり、国民に対して説明されている範囲で合目的であるかということ、実はそうでないことが往々にしてある。

政策の後ろに居る統治者が政権維持を追求することは当然であり、その結果、国民に提示された政策が、合理性の仮面をかぶり、その合目的性について国民に対していろいろの説明がなされていても、実は、その本質は政府首脳による政権維持のための政策であるにすぎない場合が少なくない⁵⁰。

また、日本の場合、縦割り型の官僚制度と民間の利害関係とが絡み合って、権限維持や利権維持のための政策が罷り通っていることも衆知の事実⁵¹である。

それらの政策には、それなりの効用（政権の支持基盤や利害関係者への効用）があるとしても、パラダイム認識に大きな問題がある場合には、それは短期的な効用にとどまり、長期的には国民全体に甚大な被害を齎すことがある⁵²。

(B) アリバイ作りのための政策形成

認識された問題の解があるかどうかは兎も角として、取り敢えずの応急措置として政府が何らかのアクションをとることは、しばしば看取される現象である。

例として円高不況対策としてのドル買い・円売り介入や米国の対中赤字対策としての制裁法案などが挙げられる。これらは、実際の経済的効果（不況対策や対中赤字の減少の視点から）は眉唾ものだが、政府や議会は、「そこに問題があること

⁵⁰ 対外的な問題に焦点を当て、国民の **nationalism** に訴えて政権維持を図るのはどこの国にの政策形成にもほぼ共通した問題である。

⁵¹ 郵貯問題ばかり、道路公団問題ばかり。

⁵² この点については、ここで多くを述べないが、前著明里 II のモチーフ全体がこの問題の研究に当てられていることのみを指摘しておく。

は十分認識しており、その解決のために努力をしている」というメッセージを国民に送ることを主たる目的として、かような疑問手を打っているものと考えられる。筆者はこの類の政府・議会の行動を「アリバイ作りのための政策形成」と呼んで良いと考える⁵³。同様に、あるべきドラスティックな政策を採ろうとすると政権の基盤が崩壊することを恐れて、問題先延ばし（procrastination）のために、その場しのぎの政策がとられることも多い。その結果、時間稼ぎが出来て、時間の経過と共に問題が自然消滅もしくは軽微になるのであれば良いが、経験の示すところでは、どんどん問題が悪化することが多い⁵⁴。

（C）利益誘導のための政策形成。

また、policy makers は特定の事業団体・組織と結びついて一定の利益誘導のための政策形成を行うことがある。例えば、いわゆる族議員による公共事業計画への圧力や、租税特別措置・補助金等のインセンティブ措置による市場経済への介入である。特定の事業団体や組織への利益誘導は、日本に於いては、政権維持と言うよりも、議員個人や派閥の利益を図るために行われていることが多いが、常に地域経済の振興とか中小企業の育成などの大義名分の下に（合理性の仮面をかぶって）行われている。そうした政策形成が透明な環境の下で、民間部門からの政策提案として競争的な環境の下で行われる場合には、民間活力を増大させ、それが経済の好循環を生むことになる場合もある。しかし、概してそうした利益誘導策は、官と民の癒着を生み、昨今頻発している談合などの経済犯罪を生みやすい。さらに、いわゆる think-tank などによる民間主導の政策提案が多いアメリカでは、あらゆる機会をビジネス・チャンスととらえ、いわゆる K-Street lobbyist⁵⁵などを使って政策提案を行い、例えば大規模な災害復旧事業ですら、民間主導で行われ、かつ、成功しているようであるが、そうした米国型の政策形成の下で、経済の繁栄を齎す勝者が居る一方で、貧困層との経済格差がどんどん拡大していることも事実であり、特定の事業団体や組織への利益誘導を行う場合には、国民経済全体の公正の維持に向けての施策が同時に必要となることは言うまでもない。

⁵³ 1990年代前半に国の財政赤字を膨大なものに膨らませる元凶となった数度の景気対策（その支柱は公共事業関連支出）は、失業対策としての効果は兎も角として、景気回復には殆ど功を奏しなかった。このことは、当の財政当局も十分認識していたものと思われるが、そうとすれば、これを、政官あげてのアリバイ作りのための政策として理解するほかあるまい。

⁵⁴ 例えば、2005年7月現在世間を騒がせているアスベスト公害（石綿公害）は、1980年代の後半から米国で大衆訴訟（class action）が起こされ、その賠償をめぐる、1990年代の初めにはロイズ保険組合が経営危機に陥った曰く付きの問題である。世界に於ける健康衛生に関する関心の高まりや、これへの各国の行政対応の推移を見れば、インフラや建造物の建設工事を巡る国際社会の規範体系の変化は明らかであった。しかるに、日本の行政当局は問題を先送りして手を拱いていたために、今日の行政不信を招いたものである。

⁵⁵ ワシントンDCの市内K-Streetには、そうした民間主導の政策提案を議会にプロモートするためのロビイストの事務所が軒を並べている。

以上のように、**policy makers** による政策形成の現場には様々の罣があるので、政策形成を国民にとって意味の或るものにするためには、これを監視する国民の判断力と批判力が必要である。そこでの重要な論点の一つとして、政策形成に於ける **policy makers** のパラダイム認識が問われるべきであり、かつ、パラダイムの大きな流れの中で国民がそうした政策形成の問題点について判断し、批判していくためにも、国民によるパラダイム認識が問われていると言えよう。ジャーナリズムに於いて政策形成への視点が定まらない理由の一つもそうしたパラダイム認識の欠如⁵⁶にあると考える。

⁵⁶ 例えば、ほぼ十年前に遡る公職選挙法改正（1994 年 6 月改正 95 年 1 月以降施行）に当たっては、リクルート事件（1988 年発覚）への反省に端を発する政治改革の必要性については大方の意見の一致を見ていたものの、選挙制度の改正の方向（中選挙区制から小選挙区制中心の制度への移行）については、ジャーナリズムに於いても賛否両論があった。しかし、その後十年を経て、今回（2005 年 9 月 11 日）の選挙の直前になると、「二大政党制への布石として採用された小選挙区制はその狙いを十分発揮し、これにより、議員と地元有権者との間の古臭い人間関係や情実選挙が概ねなくなり、政策選択を焦点とした選挙が行われるようになる」として、選挙法改正（これも政策形成）を積極的に評価する新聞論調や TV 解説が主流を占めるようになった。しかし、2005 年 9 月の衆議院選挙の結果を見ると、有権者総数 約 102.5 百万人のうち、投票率は約 67% で、比例代表制選挙の有効投票総数 約 68 百万票のうち、自民党及び公明党の獲得票はそれぞれ約 26 百万票及び 9 百万票であった。しかるに、この比例代表制と小選挙区制とを組み合わせた選挙制度の下で、たかだか 35 百万人（有効投票総数の約 51% 強、有権者総数の約 34%）の動員によって、自公与党連合の議席数は衆議院議席定数の 2/3（320 議席：憲法改正をも可能にする絶対多数）に達してしまった。

これは、衆議院の総議席定数 480 議席のうち、300 議席が小選挙区制選挙により争われ、比例代表制選挙の議席数は 180 議席しかなく、現行の選挙制度は、形式的には比例代表制並列と言いながら、その実質に於いては小選挙区制の性格が強いことによっている。このような選挙制度は、「選挙をめぐる汚職などの不祥事をなくしつつ、公正な選挙を実現する」という本来の政治改革の狙いや、併せて、「それまでの中選挙区制の下での小党乱立による政治の不安定を除き、二大政党制による政権交替を実現させる上で有益だ」とする一部理論家たちの狙いとは必ずしもそぐわず、「その時々々の国民の政治の方向感覚（ムード）の変化を不必要に拡大して反映」し、結果として、「その時々々の政治の振幅を不必要に大きくする」と共に、日本に於ける「リベラルな少数意見を国会に於いて相応に代表させるという議会制民主主義の本来の要請を不必要に抑制する」というパラダイム・リスクを持った選挙制度だと言える（これに対して、リベラルな意見は政権与党の中にもあるという弁明がしばしば聞かれるが、党議拘束をかけるという最近の自民党執行部の行動様式の下では、如何に同じ政党の中に保守やリベラルの政治家が混在していても、そうした意見の差異は国会での議決には反映されないし、そもそも、政策を以って政党が国民の支持を争うべきだとするそれらの論者のもう一方の主張と矛盾する）。また、今回の選挙に於いては、首相の解散権行使をめぐる問題もあった。即ち、首相が重要と考える法案が国会により否決—今回の場合は、参議院に於ける否決であり、憲法上は両院協議等の可能性も残されていた—された場合、今回のように、首相が勝手に憲法第 7 条三号を援用して国会を解散できるというのでは、三権分立の下での行政権と立法権との相互牽制機能は実質的に失われてしまう恐れがある。また、現行憲法に於いて、何ゆえに、国会を国権の最高機関とし（憲法第 41 条）、何のために衆議院に首相の指名権限（憲法第 67 条 1 項）を持たせたのかななどの観点からも問題が多い。結局、今回の選挙は、そうした問題の大きさを白日の下に晒し出した選挙であったと言える。この反動はいずれ別の形で現れ、現在進行中の改革

IV パラダイム論と問題解決

パラダイム論は、このように、政策形成のための認識論であり、正しい認識をしたからと言って直ちに政策上の問題解決策が見つかるわけではない。しかし、誤った認識に基づく政策論は、怪我の功名ということがないとは言わないまでも、正しい解決策に到達することはない。これは、一見同義語反復（tautology）の様に見えて、そうではない。正しい認識は、直ちに解決策を示さなくとも、往々にして、幾何学における一本の補助線のように、正しい解決策を示唆することがある。それは、正しい認識そのものに含まれる問題の推移に係る予見又は啓示によるものである。

例を挙げよう。

1987年10月19日に米国発の世界的株式暴落（いわゆるブラック・マンデー）があった⁵⁷。日本の資産価格（株価及び地価）は1985年頃から顕著な上昇を示していたが、ブラック・マンデーは、このような市場の狂騒に警告を発したものと見える。しかし、日本の政策当局（内閣、経企庁、大蔵省、日銀、国土庁）はこの警告を無視した。当時(1987-1990)の資産価格上昇の性格をめぐっては、学者等の政策形成関係者の間でも、いわゆる「バブル論争」が行われたが⁵⁸、当時の証券界の「ニュー・エコノミー論」や「国土利用に係る実需論」のお先棒を担いで、バブルの存在を否定する見解を示す者が多かった。「バブルの形成と崩壊」については、別稿明里 II の資料編（pp184-259）に詳しく述べたので、ここでは繰り返さないが、このバブル形成の期間に正しい認識が持たれていたならば、その後の日本の経済運営はよほど違ったものとなったに違いない。

の実質（明里 II 及び III 参照）についての知見を欠いたまま、小泉改革賛成という総論オンリーで投票行動に走った多くの国民を困惑させるに違いない。選挙後、毎度行われる政党の離合集散は、小規模のものから大規模なものまでいろいろあり、中には政界再編とも言えるものでありうるが、そうした出来事の成行きをニュースとして追いかけることもさりながら、選挙制度の改正・改善など、重要なパラダイムの変更の問題に関する政府批判と国民意識の啓発こそ、まさにジャーナリズムの本来のあり方に関わる問題であるのに、日本に於いては、商業主義が跋扈し（TVに於いては視聴率偏重、新聞に於いても販売部数偏重の傾向）、毎日の出来事に追われて報道のスタンスを決めるのに必要な長期的なパラダイム認識が存在しないことに深い危機感を覚える。なお、リクルート事件の発覚（1988年）以降の政治改革と公職選挙法改正の経緯については、田中宗孝、「政治改革過程における政官関係」（日大、政経研究 第37巻、第1号～3号、2000年7.9,12月）を参照。

⁵⁷ 明里 II, p212 参照。なお、これは米国発の暴落であり、日本で市場が開いたときはチューズデー（火曜日）になっていた。

⁵⁸ 野口悠紀雄、バブルの経済学（日本経済新聞社、1992）pp104-116

(まとめ) パラダイム論のプロパティ

1. パラダイムの定義：

(i) 静態的側面

(1)人（個人及びまたは法人）が政治・経済・社会行動をする上で従うことが当然であると考えている規範体系の総体（規則、原理・原則ならびに基準などで、成文法か慣習法かを問わない）及び、人の行動を律する基礎的な事実関係（の前提条件）の総体（人が長年に亘り築き上げたものか急速な技術進歩や社会変革によるものかを問わない）を以って「政治・経済・社会のパラダイム」と呼ぶこととする。これらは何れも普通の人が認識しているものであって、客観的に認知可能である。

(2)人の行動は、特定の主権国家の中だけでなく、国際的にも展開されるが、人は、その場合、自国において成立しているパラダイム（ローカル・パラダイム）だけでなく、その行動に関係を持つ他の国のローカル・パラダイムや、国際的に支配力のあるインターナショナル・パラダイムにも配慮して行動する。その意味で、人がその行動に於いて尊重するパラダイムは二重性（duality）を持っている。

(3) 一般に一つの主権国家に於いて成立しているパラダイム（特にその規範的部分）は、その国民の国外に於ける行動に対して人的に及ぶ場合と、内国人、外国人の別を問わず、国内の人の行動一般に対して及ぶ場合とがあるが、外国人の外国に於ける行動に対して及ぶことは原則として考えられない⁵⁹。しかし、国際的に支配力のあるインターナショナル・パラダイム（internationally dominant paradigm）は、主権国家が互いにそれを尊重している限りに於いて、人の行動に対する規範性を発揮することが出来るし、また、人の行動を律する基礎的な事実関係の存在を当事者同志が認識している限りに於いて、インターナショナル・パラダイムのローカル・パラダイムへの優位性が認められる。このことは、主権国家の政策形成に於いて、policy makers による関与の範囲に重要な限定をもたらすこととなるので、主権国家の政策が影響を及ぼしうるパラダイムの範囲を「政策パラダイム」と呼んで、これをより広義の「政治・経済・社会のパラダイム」と区別する必要がある。言い換えれば、前者は policy makers が自国の政策形成にあたって考え

⁵⁹ 米国以外の諸国の企業などが、米国の会計基準や金融慣行など、米国のローカル・パラダイムを事実上尊重する傾向があることは、米国の主権作用の直接の結果ではなく、国際的企業活動等において二つ以上のローカル・パラダイム又はインターナショナル・パラダイムを尊重せざるを得ないというパラダイムの duality(上記コラム I,(i),(2)参照)の結果である。

るパラダイムであり、後者は、人が国内・国外に亘って行動する際に尊重するパラダイムである。

(4) 以上のように定義された「パラダイム概念」は、一般の用語法と異なっており⁶⁰、その意味で「飯田または明里の意味でのパラダイム」として一般の用法と区別されるべき性質のものである。

(ii) 動態的側面

パラダイムコンテンツ：人の政治・経済・社会行動は無数の **dimensions** に於いて行われており、そうした事実を踏まえて、現代国家は「法律による行政」(法治主義:批准された条約に関する国内法を含む)の原則に立って、法の支配 (**rule of law**)の下に統治活動を行っている。そこでの統治に関する規範の原則は、国民の全てに周知されていることが前提となっている。

言い換えると、パラダイムの規範的部分は、国内・国際の公法関係や私法関係を含み、又、事実関係に係るパラダイムは国民生活のありとあらゆる分野に及んでいる。

国際政治経済の秩序について言えば、各種の国連機関や国連専門機関などが設立され、国際通貨体制、国際金融制度、国際貿易制度、軍事協力体制、保健協力体制などが張り巡らされており、国内では、財政・金融

⁶⁰ 注 34 参照

⁶¹ **gap** があれば、直ちに解消しなければならないということはない。その国の開発戦略の如何により、**gap** を温存しながら、他の優先問題の処理を急ぐという対応もあろう。問題は、特定の **gap** の存在が将来どのような問題を惹き起こす可能性があるかという政策当局者の認識に係ってくる。(明里 IV, Chapter Two 参照)

⁶² 日本の三菱自動車の米国現地法人のイリノイ工場で米国人従業員による米国人従業員に対するセクシャル・ハラスメント事件が日本のマネジメントの管理上の手落ちであるとして訴訟に持ち込まれ、あわや日本品の不買運動にまで発展しそうな情勢に立ち至り、それが契機となって、日本国内でも雇用機会均等法(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律)の改正が行われ、セクハラ禁止規定(同法第 21 条)が設けられたのもつい最近のこと(1997 年改正)であった。なお、米国三菱自動車は米国雇用機会均等委員会(FEOC)により、長年女性従業員のセクハラを放置していたとして 96 年 4 月公民権法違反で提訴され、98 年 6 月、48 億円の和解金を支払うことで決着した(明里 I, p185 本文及び p208 注 34 参照)。上記の国内法改正は、米国の雇用パラダイムと日本の雇用パラダイムのギャップを、三菱自動車の事件を契機として日本政府が調整せざるをえなかった一つの事例である。

⁶³ 明里 III、第 2 章参照。

⁶⁴ 明里 I、p 114 注 15 参照。

⁶⁵ もともとは、OPEC 諸国と石油メジャーとの間にきしみがああり、石油供給パラダイムの内部に矛盾が内包されていたものだが、第 4 次中東戦争に於いて米国がイスラエルに肩入れしたことと相俟って、経済的な利益の回復動機が OPEC 諸国に大胆な行動をとらせた(実際には、間際でイランが抜けたため、OAPEC 名義で通告)。同上書 p 116 注 41。

⁶⁶ 明里 IV, Chapter One, Civilization, Culture and the Paradigm of Political Economy 参照。

⁶⁷ 衆議院 2005 年 4 月 15 日、参議院同年 4 月 20 日、自民党改正要綱案同年 7 月 7 日。

制度、社会保障制度、文教制度、運輸・交通制度などがある。

これらは、行政作用を縦割りで見た関係であるが、このほかに、独禁法関連の行政や、エネルギー行政、環境行政、情報・通信体系など、国民生活を横断的に包摂する行政作用もある。そして、これらの作用ごとに規範体系があり、かつ人の政治・経済・社会行動に当たって尊重されるべき基礎的な事実関係が成立している。これらは、皆「政治・経済・社会パラダイム」のコンテンツであって、例えば国際通貨パラダイムであるとか、国家の財政・金融パラダイムなどと呼ぶことができる。さらに、必要に応じて財政パラダイムと金融パラダイムとを区別して論じることでもある。このように、パラダイムコンテンツの区分の仕方は、議論の切り口により無数に変わりうるが、重要なことは、これらのパラダイムコンテンツは、かなり短い期間で変化することである。（この点については下記「パラダイムの運動法則」の項参照）

2. パラダイムギャップ：

政策形成の観点から見ると、二つのパラダイム・ギャップの存在をどう取扱うかが問題となる(gap management の問題⁶¹⁾。

一つは、ローカル・パラダイム間のギャップ及び、ローカル・パラダイムとインターナショナル・パラダイムとの間の問題であり、他の一つは、同じ問題領域に於ける基礎的な事実関係と現存している規範体系との間の問題である。前者の事例としては、例えば企業会計基準に関する日本基準と米国基準のギャップの問題があり、また、日本基準と国際会計基準とのギャップの問題がある。これらは、日本の企業にとって、また、日本の会計基準に関する法令を主管する行政庁にとって現在対応を迫られている問題であるが、このほかに、近年の事例では、セクシャル・ハラスメントに関する日本の法令改正の経験⁶²が想起される。

さらに、後者の事例としては、戦後の日本の産業構造や人口構造の変化により地方市町村の過疎化が進む一方で、日本の医療保険制度が未だに国民の帰属集団（カイシャやムラ）を保険者としてこれらを通じて間接的に社会保障行政のネットワークを張っているという古色蒼然とした制度の仕組みを維持し、それがために継ぎはぎだらけの制度改正を余儀なくされているという問題をあげることができる⁶³。一般に社会構造の変化に行政制度が追いついていない現象はそこそこに見受けられる。

このようなパラダイムギャップの存在は、一般的に行政の対応を促し、パラダイムコンテンツの変化を惹起するきっかけとなる。

3. パラダイム変化の意味

「政治・経済・社会のパラダイムは、上記に述べたパラダイムコンテン

ツが相互に関連性を持ちつつ、暫定的な調和を保っている構造」であると定義すると、パラダイムが変化する要因を説明することが出来る。

パラダイムコンテンツは、それ自体の内部に、或いは他のパラダイムコンテンツとの間に何らかの矛盾や対立関係を持っている。

例えば、第 2 次世界大戦直後の金ドル本位制の崩壊は、金の産出量が世界経済の成長に追いつかず、世界経済の成長通貨の供給を米ドルの増加に依存せざるをえなかった（即ち、米国の貿易赤字による短期対外債務の累積が進み、金に対する交換レート維持可能性が低下する）という制度内矛盾が露呈したものであり⁶⁴、1973 年の第一次石油危機は、金ドル本位制の崩壊により米ドルの甚だしい減価がおこり、石油輸出国機構（OPEC）諸国の米ドル建て利権料収入が著しく目減りしたことが主な経済的要因である⁶⁵。

このように、一つのパラダイムコンテンツが変ると、それまで調和を保っていた関係が変り、一定の因果関係の下に次々に他のパラダイムコンテンツが変化していく。

こうして、パラダイムコンテンツが暫定的に調和を保っている構造として定義されたパラダイム自体が構造内部の諸変化により時の経過と共に以前とは非常に異なったパラダイムに変化していくこととなる。

なお、当然のことながら、パラダイムの基本要素である規範体系は、国民の価値観を反映したものであり⁶⁶、政治・経済・社会のグローバル化や国内の社会構造・人口構造などの変化を反映して国民の価値観に変化を生ずると、国内の規範体系の一部に変化を生ずるばかりか、場合により憲法改正にもつながってくる（例えば、衆参両院の憲法調査会報告⁶⁷の基本的人権に関する部分など）。

4. パラダイムの運動法則：

パラダイムコンテンツが相互の関係により形成している関係（パラダイム構造）は、（１）パラダイムコンテンツ自体に内包されている矛盾や対立、及び（２）コンテンツ間の矛盾や対立に起因して生じる各コンテンツの変化、並びに（３）コンテンツ間の因果関係を介する各コンテンツの変化により、絶え間なく変化する。矛盾や対立の解決には、政府間や政府部内の協議や政治的妥協（場合により、民間の政治力も関係する）が介在するので、解決の方向性については、一概に言えず、格別の法則は存在しない。しかしながら、矛盾や対立の存在は、パラダイムコンテンツの維持可能性の問題を含んでおり、その解決方法については、幾つかのオプションがあるのが通例である。場合によっては、与えられた時空（space-time）に支配している政治・経済・社会のパラダイム変化の

方向性がはっきりしている場合がある。政策形成に於いては、このような方向性をしっかり見極めることが重要な意味を持っている。

4. パラダイム論の政策的含意：

明確なパラダイム認識により、現在の政策課題の問題状況とパラダイム変化の歴史的趨勢を認識した policy makers は、この認識を政策形成に投影することにより、国民全体に甚大な損害を齎すような政策の誤りを回避することが出来る。

[補 遺]

(1) プラクティスに於ける認識論と伝統的な認識論との差異

本稿に於いては、パラダイム論に於けるパラダイム認識を哲学上の認識論との関わりに於いて述べて来たところであるが、哲学上の認識とパラダイム認識との間には、既に述べた認識の主体や客体の面での違いのほかに、「理論上の問題」と「プラクティス（実生活に於いて日常行われていることの総体）に於ける問題」との相違がある。哲学上の「伝統的な認識論」⁶⁸は、一方に於いて認識の主体である存在者の問題を取扱う存在論（ontology）と深く関わり、存在者と他者との関係についての世界観や史観、自然観などの問題と深く関わっていることは既に述べた。また、それは認識それ自体に係る「因果関係」や認識の「客観性」の問題（言い換えれば、認識の真偽の問題）及び、認識の「範囲」の問題（例えば epistemic closure principle—認識又は知識の閉包原理⁶⁹—など）などを巡る論理的諸問題とも深く関わっている。しかし、それらは理論の世界の問題であって、政策論が扱う「プラクティス」の世界の問題ではない。このことは、例えば、認識の真偽の問題について見ると重要な相違を含んでいる。例えば、プラクティスの世界では、真か偽かの二分法ではなく、一定の期間「その事が偽であると証明されるまでは、真として取扱われる」というカテゴリーがある。また、その逆もある。物事を論理的に取扱わず、暫定的に真又は偽として規範を適用するというのは人間の知恵でもある。

いわゆる不可知論（agnosticism⁷⁰）や懐疑主義（skepticism⁷¹）をめぐる古典的議

⁶⁸ ここでは、下記（2）で言及する「epistemology naturalized」や「social epistemology」と対比する意味で「伝統的な認識論」という用語を用いている。

⁶⁹ 人の知識（認識）は既に知っている範囲に限定され、それ以上には広がらない、極言すれば人は外界のことを知りえないという懐疑論に立った命題。

⁷⁰ 代表的な哲学者として、カント（Immanuel Kant, 1724~1804）をあげることが出来る。カントはヒュームと違って、人が真実と考えることは実在するかも知れないが、人の純粋理性は、それを知りえないという不可知論を展開した（Kritik der reinen Vernunft, 1781）。

論は今日も一部の哲学者の論争の課題となっているが、プラクティスの世界に於いては、そんな論争をどこ吹く風で、政治家も官僚も学者も一定の政治・経済・社会事象に対して一定の認識を示し、政策が立案され、実施されている。そこでは、認識の真偽や範囲は当面の問題ではなく、理論的な問題は、「どう考えるか、どう行動するか」という実践的次元の問題に置き換えられている。しかし、一定の行動には結果が伴い、その行動の良し悪しが事後的に問われ、**policy makers** の責任が事後的に問われることとなる。従って、彼らの政策形成過程に於けるパラダイム認識が、その限りで問題とされるのである。

また、認識の真偽に関連して、認識の客観性 (**objectivity**) が問われることがある。例えば、政治的イデオロギーは主観性 (**subjectivity**) を伴うので、そのようなイデオロギーを伴った認識は真ではありえないというのである。また、さらに敷衍して、一定の価値観を伴った認識は同様に主観的であり、従ってそのような認識は真ではないという。客観性について哲学者は多くの基準を掲げ、形而上的認識に於ける客観性 (**methaphysical objectivity**) とか認識論的客観性 (**epistemological**)

⁷¹ 懐疑論者としては、ギリシャのピュロン (Πύρρων, Pyrrho of Elis 360~275 B.C.) 以来沢山の哲学者の名が挙げられているが、それらの懐疑論の内容は全く千差万別である。真偽の問題について良く引用される言葉の中に、セクストゥス エムピリクス (Sextus Empiricus, 2~3 世紀.A.D.)による次の分類がある：

(a) The dogmatists assert the truth is discoverable.

(b) The Academics assert that truth is not discoverable.

(c) The skeptics suspend judgment.

ここで、**dogmatist** とは、ストア学派、エピキュリアンなどの学者を指し、**academist** とは、プラトンが創設したアカデミアの系統を継ぐ学者である。また、**skeptics** とは、ピュロンなどの懐疑論の系統を継ぐものである。このように、古典的な懐疑論は、真偽の問題に関して判断を中止するという消極的な懐疑論であったが、ルネッサンスの時代に入って、モンテーニュ (Michel de Montaigne, 1533~1592)は、判断を中止する (**ἐνέχω**) にとどまらず、世の中で正しいとか真理であるとされているものについてその意味を糾明せずに置かないという意味で積極的な懐疑主義を打ち出した (Essais II, Chapitre XII, Apologie de Raimond Sebond、本書の中で、モンテーニュが本来「(判断を) suspend する」という意味のギリシャ語の動詞 **ἐνέχω** を *Que sais je?* (私は何を知っているか) というフランス語のフレーズに翻訳したことは有名である (関根秀雄、モンテーニュ随想録、白水社、1985、950 頁)。このように、懐疑主義は、モンテーニュ以来、一種の精神運動として、デカルト (René Descartes, 1596~1650) など多くの哲学者・科学者に広範な影響を与え、近代科学の発展への途を開いた。その意味で、モンテーニュ流の懐疑主義には、今日も、「普通の人」の間に多くの支持者がいる。しかるに、ヒューム (David Hume, 1711~1776)は「人が真実と考えるものは印象又は幻想にすぎない」という従来の懐疑主義の立場を一層推し進めた立場をとり、カントは不可知論 (注 68) の立場から独自の純粹理性批判を展開した。それ以後、懐疑主義は極端な展開を見せ、今日の哲学上の認識論は、閉包原理 (注 69) その他の懐疑論の諸命題の論理的或いは言語学的分析に明け暮れている。言い換えれば、精神運動としての懐疑主義は忘れ去られ、哲学的探索の問題を懐疑主義を克服するための論理的・言語学的ゲームに矮小化してしまったところに今日の哲学の衰退の翳を読み取ることが出来る。

objectivity) などの問題を議論しているが、プラクティスの世界に於ける常識 (commonn sense) の観点から見ると、これらの議論には大きな問題がある。個々人の認識については論理的な観点から上記のような議論が出来ても、個々人が所属する社会には、一定の時空 (space-time) の限定はあるにしても、一定の価値観が支持されており (例えば、民主主義国家では、自由、平等、公正、人権などがあり、専制主義国家ではそれなりの宗教上の、男女差別上の、或いは長幼の序にまつわるものなどの価値観がある)、そうした価値観を実現すべく一定の規範体系が整備され、人の行動に縛りをかけている。個々人の認識について論理的に通用する議論でも、個々人が集団を構成して行動するプラクティスの世界に於いては通用しないことが多い。

また、前記の不可知論や懐疑論の世界に於いては、認識そのものがもっぱら印象と観念だけから成立っている (ヒューム) とか、物自体が存在することは認めるが、その本当の姿は人間には認識できない (カント) などの立論をしており、さらに、そこから敷衍して、二つの事象の間の因果関係の存在すら一般的に否定し、或いはそうした因果関係の認識を不可とする議論を展開している。彼等の議論が後世の哲学者に大きな影響を与えたことは認めるものの、こうした議論がプラクティスの世界に於ける常識に反している (run counter to common sense) ことは自明であろう。

このように、哲学的認識論の土俵の上で、議論されていることがらは、現代では主として科学的認識のありかたについての議論であって、その限りでは重要性を少しも疑うべきものではないが、プラクティスの世界では科学的認識は二の次⁷²で、実践的な意義が問われていることが多い。それ故にこそ、哲学者の、哲学者によ

⁷² プラクティスの世界における management, governance, policy making などに係る認識の問題は、science というよりも art の問題に近く、部分的に見ると科学的認識が必要とされる問題がないではないが、究極的な総合判断は、芸術家 (例えばオーケストラの指揮者) の判断に近い。その意味で、プラクティスの世界に於ける認識は、不確実性の問題に対する科学的或いは数学的な取り組みではなく、その判断者の artistic な判断に委ねられるところが多い。しかし、だからと言ってそのような判断の重要性が減少するわけではなく、それらの判断は、企業や国家の将来を左右することが多い。それ故にこそ、このような問題に関する認識論上の考え方の枠組み (パラダイム論によるパラダイム認識) が問われるのである。アートというと、普通は、ファイン・アーツ (絵画、彫刻、建築など) や音楽、演劇その他のパフォーマンス・アーツが念頭に浮かび、事実上これらに関する技法や知識が academic doctorate の対象に加えられてきているが、企業経営や政策形成に関する知識を artistic knowledge そのものとして研究する取り組みは未だ確立されていない。ここで重要なことは、プラクティスの世界では、問題とされる事象の真偽の問題をすぐ決着しようとせず、暫定的に真又は偽として取り扱い、時の経過と共にその回答が自ずから明らかになることを待つのであり、問題を動態的な枠組みの中で解決しようとするのに対し、哲学的な認識論の世界での真偽の問題への取り組みは極めて静態的なものに留まっていることである。

る、哲学者のための認識と「普通の人（個人又は法人）^[73]」の認識を区別する必要がある。言い換えれば、プラクティスの世界に於ける認識は、それ自体「アート」であって、「サイエンス」ではない^[74]。認識の時間的継続性や地理的な適用範囲については、必ず限定があり、パラダイム（又はコンテンツ）の変化により、認識そのものを修正せざるを得なくなることが多い。従って、パラダイム認識には、絶対的な真実性や科学的な意味での客観性を求めてはならない。

小生のパラダイム論では、哲学上の認識論の土俵を政治・経済・社会のプラクティスの世界に拡張することを志したが、上記のような問題があり、それには大きな限界があることを痛感している。

（２）social epistemology について

ここで、上記（１）との関連で、最近に於ける“social epistemology の展開について言及しておこう。”

“social epistemology”の誕生の由来については、20世紀の後半、特にクワイン^[75]による“Epistemology Naturalized（自然化された認識論,1969”以降、伝統的認識論から自然科学に傾斜した認識論が隆盛になり、その過程で、クワイン流の強硬派（認識論を自然科学特に心理学の一部として捉える）とこれに批判的な穏健派（認識論を心理学に限らずもっと広い科学的手法と関連付けて研究する）とが論争する過程で、認識論の社会化（socialization of epistemology）が提唱されるようになったものである。代表的な論者には、ゴールドマン^[76]、キッチャー^[77]、フ

⁷³ 注13参照。

⁷⁴ この意味に於いて、戦略的企業経営や政策形成は、部分的には科学的認識に立脚することがあっても、本質的には、それらは「アート」である。
政策形成における例を挙げると、米国に於いて資産価格バブルが問題とされた時期（1996年12月の米FRBグリーンズパン議長による“irrational exuberance” speech 以後2000年中に株価がピークをつけ、2002年中にボトムに達するまでの時期）に於ける同理事長による米連銀金利政策の采配ぶりは、スタンダードな学者の理論やモデルとは対極にあるものであった。即ち、同氏が、投機をモチーフとした現実の資産価格と理論価格の乖離を把握することが困難であることを認識した上で、バブルを破裂させてはならず、また、これを一掃しようとしてはならないという artistic judgment に立って行動したことは、日銀がバブルの形成と暴発を許し、かつ事後的にバブルを一掃しようとして超低金利政策（ゼロ金利政策）の未知の領域に足を踏み入れ、金利政策そのものの実効性を失ってしまったことと余りにも対照的である。グリーンズパンが日銀の失敗に学んだということがあったにせよ、このような artistic cognition や artistic knowledge は、一般の science とは同一視できないものであるが、それを”個人的でかつ dubious な直観 “の問題として片付けるわけにはいかない。

⁷⁵ Willard Van Orman Quine, 1908~2000

⁷⁶ Alvin I. Goldman, “Liaisons: Philosophy meets the Cognitive and Social Sciences”, 1992, MIT Press

⁷⁷ Philip Kitcher, “The Division of Cognitive Labor”, The Journal of Philosophy, 1990, “The Advancement of Science”, 1993, Oxford University Press

ラー⁷⁸などを挙げることが出来る。英語では、“Social Epistemology”という名称で固まったようであるが、日本語では「社会的認識論」とか、「社会認識論」など名称がバラバラであるばかりでなく、内容的にも未だ発展途上であり、認識論の一分派なのか、独立した **discipline** なのか判然としないところがある。

認識論の社会化というのは、伝統的な認識論が、個人（哲学者又は科学者）の認識論にかかずらっていたのに対し、経済学や社会学など広い社会科学領域に於ける科学的認識の問題を取扱おうとしているところに特徴がある。

しかし、筆者のパラダイム論は、むしろ「普通の人」又は「**policy makers**」による政策形成過程に於ける認識論であって、その認識の対象は政策形成という「アートの世界」の事象であって、「理論の世界」に於ける認識ではない。そこでの認識については、前述（1）の通り、真か偽かの二分法は適用できず、科学的認識は、「普通の人」や「**policy makers**」の認識の妥当性を尤もらしく見せる⁷⁹ための道具立てにすぎない。また、政治・経済・社会のパラダイムは時空（**time-space**）を異にすると共に変化するので、ある提言や事象がどこに於いても、かつ永遠に真であるという保証はない⁸⁰。従って、政策形成に於ける認識論は、科学的認識論に於ける議論の拡張を企図したものであるが、やはり、これとは一線を画さざるを得ない。**Social epistemology** が科学的認識論にとどまっている限りに於いて、このことは同様である。哲学は、全ての知を総合したものとして出発したが、近年に於いては知の分化が著しく、ともすれば、それぞれの **discipline** の専門家が **tunnel viwer and turf protector** になる傾向が見られ、哲学の空洞化が進んでいる。哲学は、むしろ、このようにとめどもなく分化した諸学を総合することにもっと力を注ぐべきではないか。また、近年の政治・経済・社会分野に於ける諸学の興隆を見ると、理論分野よりもプラクティス分野に於ける学問研究の興隆が著しい。その中には、サイエンスと呼ぶよりもアートに近い技法の研究が多数見られ、それらの研究対象となる「プラクティスの世界（実際の戦略的企業経営や政策形成）」に於いては、**theory** よりも **common sense** をベースとした判断が行われることが多い。このような世界に於ける認識の問題を科学的認識論でまかなうことが可能であるとは思えないので、認識論の脱皮が望まれる所以である。

（3）パラダイム論の予測機能について

本稿に於いては、パラダイム論による予測機能（政策上の問題状況の変化に係る予見や啓示の認識）について十分敷衍することが出来なかった。この点は、単な

⁷⁸ Steve Fuller, *Social Epistemology*, 1988, Indiana University Press

⁷⁹ *plausibility of justification*

⁸⁰ このことは科学的真理についても同様である。ニュートン力学、相対性原理、量子力学といった科学史の部分補完的関係の発展の歴史を見ても、或る時点で科学的真理とされたものが相対的な真理に過ぎなかったことが分る。

る抽象論ではなく、具体的な事例(例えば中国に於ける政治経済パラダイムと世界の政治経済パラダイムとの交錯—その歴史と今後の予測—)に基づいて議論を展開する必要があるので、別稿に譲ることとしたい。

(4) 本稿と前著との関係

本稿と前著明里 I、II、 III との関係については、前記のとおり、明里 I がパラダイム論の歴史認識の部分的デモンストレーションであり、明里 II と明里 III は、それぞれ、(1) 小泉政権下での構造改革と(2) 社会保障一体改革とをめぐりケース・スタディーである。もう一つ、筆者には英文の著作“Paradigm Theory & Policy Making, Tuttle Publishing, 2004”(明里 IV)があるが、これはパラダイム論を五つの命題にまとめて紹介している(Introduction and Summary 参照)。

命題 1. パラダイムの決定要因(規範的部分と事実関係部分とに分けて)

命題 2. パラダイムの変化要因と因果関係

命題 3. 政策の時空的限界

命題 4. パラダイムと市場(パラダイムがビジネス・モデルを決定する)

命題 5. パラダイムと経済学の理論(missing markets の問題)

これらは、主として 2002 年夏ごろまでの世界の政治経済の変化の状況を踏まえて書かれたものであるが、その後の研究の成果を踏まえて何れ機会を見て Postscript を書きたいと考えている。本稿では、上記命題 1～3 は可能な限り、上記コラム「パラダイム論のプロパティ」の中に織り込んであるが、命題 4 及び 5 は、経済領域の専門家以外にとってはやや特殊な議論であるので、議論を省略した。

(了)

参考文献

明里帷大	世界経済のパラダイム変化と日本の経済政策	税務経理協会、 2002
明里帷大	ミレニアム・デフレ不況の構造（経済政策はなぜ失敗するのか）	中央経済社、 2004
明里帷大	社会保障の財政改革	中央経済社、 2005
Akira IIDA	Paradigm Theory & Policy Making	Tuttle Publishing, 2004
Thomas S. Kuhn	The Structure of Scientific Revolutions	The University of Chicago Press, 1962, 1970, 1996
Steve Fuller	Thomas Kuhn: A Philosophical History for Our Times	The University of Chicago Press, 2000
Michel Foucault	Les Mots et les Choses	Éditions Gallimard, 1966
(English translation of the above)	The Order of Things	Travistock, 1970 Routledge, 1989
Michel Foucault	L'Archéologie du Savoir	Éditions Gallimard, 1969
(English translation of the above)	The Archeology of Knowledge	Travistock, 1972 Routledge, 1989
Michel de Montaigne	Essais II (Chapitre XII, Apologie de Raimond Sebond)	Éditions Gallimard, Folio classique
(同上、日本語訳、関根秀雄)	モンテーニュ・随想録	白水社、1985
René Descartes	Discours de la Méthode	Éditions Gallimard, Folio classique
(同上、日本語訳、谷川多佳子)	方法序説	岩波文庫、1997
Michael Inwood	A Hegel Dictionary	Blackwell, 1992
Karl Marx & Frederick Engels	Manifesto of the Communist Party, 1948	
Stephen Hawking	A Brief History of Time	Bantam Press, 1988
Raymond Boudon et François Bourricaud	Dictionnaire Critique de la Sociologie	Press Universitaire de France ,1982
((English translation of the above)	A Critical Dictionary of Sociology	The University of Chicago Press, 1989
Raymond Boudon	The term “Structure” and its Polysemic Character	Sage Publications, 1997 ‘The Classical Tradition in Sociology’-European Tradition Volume IV
Tom Bottomore and Robert Nisbet	Structuralism	Ibid
José Guilhelme Merquior	Foucault	Ibid
マルクス	資本論	中央公論社 世界の名著シリーズからマルクス・エンゲルス I&II（鈴木鴻一郎責任編集）
古東哲明	現代思想としてのギリシャ哲学	ちくま学芸文庫、2005

一昔前の学術論文では参考文献にはハードコピーの書名又は論文名のみを掲げるのが通例となっていたが、今日のサイトでの質の高い情報流通の現状から言うと、それでは不十分となっている。特に学際的（inter-disciplinary）な研究に於いては、事前にサイトに於ける検索により、研究の最先端の状況を把握してから取り掛かることが必須条件となっている。筆者の場合も、英文の Wikipedia や米・英・欧各大学のホームページに於ける論文を参考にさせて戴いたことを申し添えておく。